

## 逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（案）について

### 1 改正の趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の一部改正に伴い関係条文の規定の整備、並びに災害援護資金の貸付けに係る所得要件を法に定める範囲とし、及び災害弔慰金等の支給決定に係る審査委員会を設置するものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 災害援護資金の貸付けに係る対象世帯の所得要件を、法令に定める範囲とするもの。（第11条）

災害援護資金の貸付けの所得要件について、法に規定されている条件に関わらず逗子市独自で貸付けが出来ることになってはいますが、これを法令に定める内容と合致させるため改正するものです。

#### (2) 償還免除（第18条）

ア 新たに、災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続き又は再生手続きの開始決定を受けた場合、市が償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除することができるよう改正するものです。

イ 次のいずれかに該当する場合は、市が償還未済額の全部若しくは一部の償還免除を適用しないことができるようにするものです。

(ア) (4)の報告を求められ、正当な理由なく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(イ) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

#### (3) 償還金の支払猶予（第19条）

災害援護資金の貸付けを受けた者が、償還金の支払の猶予を認められる場合であっても、(4)の報告を求められ、正当な理由なく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、支払の猶予を適用しないこととするため改正するものです。

#### (4) 報告等（第20条）

市が、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを判断するに当たり、必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができることとするため改正するものです。

**(5) 返子市災害弔慰金等支給審査委員会の設置（第21条関係）**

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、新たに審議会を設置するものです。

**3 施行期日等**

- (1) 公布の日からとします。
- (2) 必要な経過措置を定めます。